

断末魔の美浜1号

さる7月17日、美浜1号は、蒸気発生器からの放射能漏れのため、運転を停止した。6月4日、それまでの約4ヶ月にわたる蒸気発生器内の細管の点検と盲栓作業とを終え運転を再開してから、わずか40日余りしかたっていないというのに。あまりの意外さに、これまでのような細管の腐蝕箇所からの漏れではなく、他の原因ではないかという予想もされていたが、7月22日から24日の間に行なわれた漏水検査の結果、やはり細管2本に穴があいていることが確認されたのである。いつもは、電力会社と一体となって、強気の発言をしてきた通産省や科学技術庁のお役人たちも、こんどは全く色を失い、なすすべを知らない有様であると伝えられている。今回の事態を招いた原因の一つは、わずか40日で健全な細管に穴があくという、これまでに見られなかった異常な速さの腐蝕が進行したということ。そして、もう一つの可能性は、6月4日に終わった点検では、4本の細管に腐蝕が発見されたとして、それらに盲栓作業が施されたが、検査方法の信頼性が不良なためか、あるいは、故意にデータがいつわられたためか、その判断に誤りがあったのではな

いかということ。そのいずれであったとしても、事態がきわめて重大であることに変わりはない。

いうまでもなく、このような事態は、欠陥装置と知りながら、「原発は実用段階に入っている」という宣伝の実態がバクロされることを恐れ、強引に運転を続けてきたための当然の報いである。住民や批判派の心配と反対とを無視し、「大したことはない」といい続け運転を許してきたご用学者やお役人たちの、はかない期待も完全に崩れ落ちたのである。住民の声に押され、かねてから蒸気発生器全体の取りかえを要望してきた福井県は、これを機に、さらに強く関西電力に勧告するだろうと伝えられているのも当然である。

孤立した関西電力に残されたものは、恥知らずの居直りしかない。事故が発見された翌日、吉村関電社長は記者会見を行なった。毎日新聞によると、吉村社長はつぎのように語ったという。「あの程度では危険があるものではない。レントゲン撮影の方がよほど多くの放射能を出している。原発のトラブルだと興味本位に騒ぎすぎる。これでは原発に賛成している人にも不安を与える恐れがあり、こ

のこの方が問題だ。これから原発をふやすためにも、この程度のトラブルに対しては、もっと寛大になってほしい」と。あせりの余りか、あまりにもあけすけな本音に、資源エネルギー庁原子力発電課長も「まずい発言だ」と困り顔。しかし、各地の住民にとっては、またとない「反面教師」ぶりである。吉村社長は、これまでむしろ、協力派の学者の一人と見られてきた若林京大教授にさえ八つ当たりし、「一人や二人の学者の意見は、いってみれば来年度の景気を予想するようなもの。メーカーのウェスチングハウスは世界一の技術をもっており、当社も高い水準にあり、こちらが上だ」と。どうやら社長には、同型の米国パリセード発電所でも、蒸気発生器がボロボロにやられているという情報も知らされていないようである。

この美浜1号の「悲報」に、もっとも頭を痛めているのは、伊方原発行政訴訟の国側代理人の諸君であろう。美浜1号の蒸気発生器細管に、はじめて穴のあいたことが発見されたのは昭和47年6月で、それはまさに、伊方原発の安全審査のまっ最中であった。にもかかわらず、「定期的な供用期間中検査を実施し、その健全性が確認されることになっている」（審査報告書）として、安全審査をパスさせた人たち。そして、「細管はもともと十分な安全率を見積って設計されているばかりでなく、たとえ減肉現象が起こったとしても、それは一様に進むことはなく、又、減肉やピンホールは、点検、放射線モニタによって初期の段階で発見され、所要の措置が講ぜられる。所要の措置とは、原子炉を停止させることおよび盲栓工事を行うことをいう」（被告準備書面（三））と、「ポンチ絵」まで

つけて、平然と答えていた人たち。あなた方の判断は正しかったと、まだ主張し続けられるのか。全部の細管に盲栓を施して使い物にならなくさせたり、あるいは、永遠に原子炉を停止するという事態になっても、「所要の措置」として押し通そうとされるのか。われわれは、法廷において徹底的に安全審査のデタラメさを追及し、欠陥原発の伊方設置を阻止するために全力をつくすであろう。

なお、伊方現地周辺では、「美浜と伊方とは蒸気発生器のタイプが違う」との四電の宣伝が行なわれているとのことである。こうした宣伝を流し、あるいは、それを真に受けている人たちは、伊方に予定されているのと同じウェスチングハウス社製の蒸気発生器においても、昨年ごろから米国の原発で、細管に穴あきが発見されはじめていたという情報を知らされていないか、あるいは、わざと知らさないのであろう。吉村関電社長が記者会見で、「この程度のトラブルは、米国ではいくらかでもある」とのべているのも、こうした事情をふまえてのことであろう。福井県が要望している蒸気発生器の交換も、こうなるとその意義が疑わしくなる。福井県の住民の中から、「危険で無意味な取りかえ作業をやめ廃炉処分にせよ」という要求が高まってきているのも当然である。

美浜1号、さらには、伊方と同型の蒸気発生器を備えた美浜2号の、こんごの運命は、伊方行政訴訟の法廷にも決定的な影響を与えることは疑いない。きたる9月12日の第4回公判においても、原告団から、蒸気発生器細管に関して、鋭い追求が展開されることであろう。

伊方住民，放射能「学術調査団」を追い返す

さる7月29日，伊方原発予定地周辺の自然放射能の測定に出かけた京都大学原子炉実験所の桂山幸典教授ら一行は，予定地への道路上で，原発反対八西連絡協議会に結集する現地住民によって阻止された。さらに，宿舎で測定地点の変更などを協議していた一行は，「自主的な調査だといっても，県と一体ではないか。伊方原発の設置を前提とした調査はやめてほしい」との住民の説得を受け，「伊方町内では二度と測定をしない」との確認書を残し，調査を断念して引き上げたのである。

桂山教授は，福井県の技術顧問として，敦賀や美浜の原発に関っている人物であり，今回の「調査」も，愛媛県の依頼と協力の下に計画されたことから見て，原発操業前の放射能バックグラウンド測定の一環であることは疑いない。現在，住民の強い抵抗によって，伊方原発（2号炉も含めた）に関する，四電，県，伊方町三者間の安全協定は，いまだに日の目を見ないでいるが，各地の安全協定では放射能の事前測定は必要事項となっており，今回の「調査」は，安全協定の先どりといえる。原発設置阻止をかかげて闘う住民が，それを阻止するのは当然である。

桂山教授ら一行の中には，若いまじめな研究者も含まれていて，その人たちは，「せっかく地元の人たちのために行ったのに」との感想をもらしているという。しかし「伊方は自然放射能が低いので，原発の影響が測定し易い」といった考え方は，やはり研究者本位の発想であり，原発そのものを拒否して闘っている住民の苦悩は忘れられている。住民との結びつきを欠き，行政や電力と

密着して「学術研究」を行ない，たとえ住民に不利なことを発見したとしても，果してほんとうのことを発表する自信があるのだろうか。敦賀や美浜での「調査」で，桂山教授らは，どれだけ学問的良心を具体化させているというのだろうか。今回の住民の斗いに対して，愛媛県当局者は，「学術調査まで拒否されるようでは，果たして県独自の調査ができるだろうか」とショックを受けているとのことであるが，このことは，桂山教授ら一行がいかに「イチヂクの葉」の役割を果そうとしていたか，そして，それに対する住民の反撃が的を射たものであったかを端的に物語っている。

東海2号原発訴訟第3回公判報告

さる7月18日，水戸地裁で第3回公判が開かれた。40人をこえる傍聴人の見守る中，まず宮沢弁護士団長が，前回の原告側陳述の内容を書類で提出し，更に国側の不真面目な答弁書を批難し，新たに釈明請求を提出した。この請求書は，前回，原発認可に当たっての国側の資料や議事録などを公開の原則にのっとり提出するように請求したのに対して，国が伊方と同様に提出拒否を行ってきたことに対するさらなる釈明を求めたものである。丹下弁護士が釈明請求を読みあげた後，国の答弁書の内容について，弁護士団，原告団からきびしい追求が行なわれた。答弁書の中で国側は，「原発の安全性は必要性とも重要性とも関係がない」と言明。昨年暮の「石油危機」以来，原発必要論を必死になって唱えていたにもかかわらず-----である。これに対

して、相沢、寺沢両原告や矢田部弁護士（今回の参議院選で茨城県からトップ当選）などから、「もしそうなら、これまでの国の答弁書の随所に見られる原発必要論を取り下げよ」と追求が行なわれた。

公判終了後集会がもたれ、各団体からの決

意表明が行なわれた。伊方訴訟団からも「伊方・東海の二裁判はますます重要になってきている。協力し合って国を追いつめよう」と連帯のあいさつを行なった。今回は10月17日10時、水戸地裁で。（支援する会員、0）

伊方訴訟団から報告書 米国の原発輸出阻止運動に連帯

昨年10月4日、米国の三つの環境保護団体が原告となって、コロンビア地方裁判所に対し、米国の原子力輸出計画に関する訴訟を起した。それは、米国原子力委員会とその委員、および輸出入銀行とその幹部らを被告とした、つぎのような内容のものである。原子力発電所と濃縮ウラン燃料が米国から、米原子力委員会の政策として、また米国政府の財政的援助を得て、世界各国に輸出されている。しかしそのために、米国内のエネルギーが消費されそれに併う環境破壊が生じるだけでなく、送り返されてきた使用済燃料の再処理や高放射性廃棄物の蓄積などによって米国内の環境が汚染される。しかも、無制限な輸出によって、世界中に原子力公害を拡散させることにもなる。したがって原子力輸出計画は、環境保全とそのため国際協力をうたった国家環境政策法（NEPA）の対象となるはずである。ところが、被告らは同法が要求している環境評価報告書を全く提出しないまま、輸出計画を押し進めている。したがって、裁判所は、つぎのような判決を下してほしい。すなわち、原子力輸出計画にもNEPAは適用され、被告らは環境評価報告書を作成して提出しなければならないし、その審査が終

まで、新規の輸出計画を一切中止せよ、と。

この裁判は、わが国のように、米国の原発と燃料の市場に組み入れられている国々にとっては、とくに大きな意味を持っている。その訴状は、さきに、タンブリン博士から原水爆禁止日本国民会議あて送られてきており、伊方訴訟団も入手していた。先日、この裁判の原告側弁護団の一人、グリーンバーグ氏から、つぎのような趣旨の手紙が、原水爆禁止日本国民会議あてで送られてきた。「わたしたちが訴訟を起したので、この6月14日、米原子力委員会は、国際原子力計画に関する環境評価報告書を作成する意志のあること、および、そのためにすべての人からの申立てを8月15日を期限として受け入れる用意のあることを発表しました。「法律と社会政策のためのセンター」に所属するわたくしたちが、多くの環境団体を代表して申立書をつくる準備を進めています。国外の皆さんにとっても関係の深い、米国政府の環境政策に関してゆかれるいい機会だと思います。もしよろしかったら、皆さんからの情報や意見も、わたくしたちの申立書に組み入れたいと思っていますので、日本の他の団体や個人の方々にもその旨お伝え下さい」

原水爆禁止国民会議からこの手紙のうつしを受けとった本事務局は、7月19日に大阪で開かれた弁護団総会にはかった。その結果、使用済燃料の再処理など伊方原発にとっても影響が大きく、こんごの連帯は必要であるとの判断から、以下のような要旨の報告書(英文)を伊方訴訟団の名でグリーンバーグ氏の許に送ることができ、8月1日付で発送された。

日本における原子力開発の現状

(1) 現状と見通し

わが国では現在、7基の原発(約300万kw)が稼働中であるが、原子力委員会の計画では、1985年に6000万kwに達する予定となっている。その主役は、米国のメーカーが開発した軽水炉型原発である。われわれは、原発の急増が、人口密度が米国の約1.2倍のわが国の環境に計り知れない影響を与えるのではないかと恐れている。わが国では、海に廃棄熱をすてるために原発はすべて海岸に設置されており、各地に原発の過密状態があらわれている。わが国では、魚類が国民のタン白質摂取量の約半分をしめ、しかもその約三分の一が沿岸からとれている。また原発周辺で農業が営まれたり、かなりの人口密度が見られることも普通のこととなっている。したがって、原子力施設への環境への衝撃は深刻であるのに、原子力委員会は、そのことをまじめに考えようとしていない。このことは、さいきんの田島原子力委員の辞任という事実でも明らかにされている。

(2) 原発の規制

わが国では首相が電力会社に原発建設の許可を与える。許可に先立ってその計画が原子炉安全専門審査会で審査される。この審査会

は原子力委員会によって組織されるが、非常勤の科学者委員で構成され、調査や検査のための独自の機構を持っていない。したがって電力会社から提出された資料も机上で審査されるだけである。申請と許可までの平均期間は1年以下にすぎない。審査中の公聴会は法律で義務づけられておらず、これまで原子力委員会は全く開催してこなかった。昨年、福島原発の一基について、はじめて公聴会が開かれたが、原子力委員会は発言者と会期(たった2日)に制限を設け、また、詳細な審査資料やそれに対する原子力委員会の見解なども全く公開されないために、単なるセレモニーと化し、住民の多くは公聴会をボイコットした。

(3) 伊方行政訴訟

伊方原発(56万kw)は日本で9番目のPWRであり、首相は四国電力に対し、愛媛県伊方町の海岸に建設することを1972年11月28日に許可した。発電所予定地周辺の住民35名からなる原告は、松山地裁に対して1973年8月27日につきのような趣旨の訴訟を提出した。すなわち裁判所が、「政府は、住民の安全を守り環境破壊を防ぐために、原子炉規制法で定められたその責任を果していない。したがって、被告である首相は、伊方原発の設置許可を取り消せ」との判決を下すように要請した。原告らは、被告が、以下の諸事実を考慮しないままに四国電力に許可を与えた不当性を主張している。

(a) 伊方原発の先行機である美浜1, 2号において、蒸気発生器細管や燃料棒に重大な欠陥がしばしば発見され、その原因も対策も不明なままである。

(b) ECCSの信頼性は確かめられてお

らず、米国原子力委員会の問題の多い見解が安易に受け入れられている。

(c) 伊方原発の予定敷地は、大地震の発生確率が高いと推定され、注意深い観測が行なわれている9地域の一つの中にある。

しかも海岸沿いに沖合近くを大活断層「中央構造線」が走っている。

(d) 敷地は、漁業や海上交通が活潑で、観光価値も高い瀬戸内海に面している。

(e) 敷地は、ミカンと海産物の有名な産地の真中に位置している。

(f) 環境に放出される放射能の影響は、ただ仮定的な計算によってだけ評価されており、敷地周辺での拡散・蓄積実験および生態学的な観測などは全く行なわれていない。

(g) 熱汚染による環境への影響は、全く評価されていない。

(h) 伊方原発から排出される放射性廃棄物の廃棄処分の方法は決っておらず、また、再処理施設で排出される高放射性廃棄物については全く考慮さえ払われていない。

(i) 伊方原発からの使用済燃料の再処理の具体的方法は不明なままである。政府は、わが国の処理能力を越える分は米国およびヨーロッパの再処理施設に頼むと釈明している。

(4) 美浜1号の実績

美浜1号の実績は、「原発は技術的にも経済的にも実用段階に達している」との宣伝がいかにも信頼できないものであるかを示している。その「歴史」によると、1970年11月28日に操業開始以来、現在の運転停止に至るまでの約3年半の間、フル出力で運転されたのはわずか1年半にすぎず、あとは、停止または出力低下運転という状況であった。

(5) 原子力行政に対する反対

わが国の現在の環境破壊(公害)は、政府と企業によって押し進められてきた経済成長政策の結果である。この経験、および、同じ執行人の手に危険な原子力産業が委ねられていることから、現在の原子力開発計画に対する大衆、とくに敷地周辺の住民の不信と不安は大きい。政府と企業は、「エネルギー危機」の宣伝と財政的なテコ入れとからなるキャンペーンをくり広げているが、住民の反対は根強く、政府と電力会社も、原子力施設の立地がますます困難になると予測している。

(6) 秘密のカーテン

わが国の原子力委員会は、まじめな公聴会を開こうとせず、安全審査過程で使用され、作成された資料の大部分を公開しようとせず、とくに事故についての資料は全く発表されたこともないといった状態である。

会計報告('74, 7/10 ~ 8/10)

収入

会費	84,000
カンパ	6,000
前月より繰越	206,012
計	296,012

支出

ニュース代	10,000
為替手数料	905
東海公判参加旅費	10,000
弁護団総会補助	79,530
郵送料	4,600
資料費	5,490
事務費	2,655
計	113,180
繰越金	182,832